

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する関係団体の主な意見と対応について

No.	団体名	該当条文	意見	対応
1	観光振興団体	第1条	施策の策定にあたり「地域の特性を生かす」ことを明記してはどうか。	ご意見を踏まえ、第3条において明記することといたします。
2	市町村	第2条	第2条（定義）では、「観光客」の定義を明確にする。	純粋なビジネス目的の旅行者は、目的地選択の理由が観光旅行者とは異なりますので、本条例の対象に含めると、施策の範囲が広がりすぎることが懸念されましたので、本条例は観光を目的とする旅行者にターゲットを絞っております。ただし、いわゆるMICEに関する旅行者は観光旅行者と同じ範疇と考えられますので、第2条第1項第2号に明記することといたします。
3	市町村	第3条	第3条（県の責務）における「情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。」に情報と技術的な助言だけでなく、「財政支援」についても明記する。	財政支援については、「その他必要な支援」に含まれます。なお、本条例は議員提案条例であり、予算執行に関する直接的な規定を置くことは困難であります点をご理解願います。
4	観光振興団体	第3条第1項	施策の策定にあたり「地域の特性を生かす」ことを明記してはどうか。	ご意見を踏まえ、第3条において明記することといたします。
5	市町村	第4条	第4条に観光振興や観光産業に携わる人材の育成について明記する。	確かに「人」は観光振興のキーファクターであると考えます。しかし、人材育成の範囲は、プランナーから観光事業の現場のプレイヤーまで幅広く、それぞれの本来の育成主体も観光事業者、観光振興団体等に分かれています。このため、統一的な規定を置くことは困難であり、また、県が育成の主体となることも適切ではないと思われまことから、個別分野の各規定における「支援」の中に人材育成に対する支援も含まれているものをご理解をお願いいたします。
6	観光事業者	第4条第1項第2号	「良好な景観の形成、由緒ある史跡の整備、文化資源の修復」とあるが、それらの「活用」を追記すべきである。	ご意見を踏まえ、「活用」を明記します。

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する関係団体の主な意見と対応について

No.	団体名	該当 条文	意見	対応
7	観光事業者	第4条第1項 第5号	「観光振興に関する施設の整備、道路その他の交通ネットワークの充実等」とあるが、「公共交通（特に2次交通）の利便性向上に向けた施策の推進」を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「公共交通の利便性の向上」を明記します。 なお、「二次交通」については、定義が難しく、規定が複雑化しますので、見送らせていただきます。
8	観光振興団体	第5条	県等の観光振興施策に関して、協力を求める際は観光振興団体にとって過度な負担とならないようすべき。（追記）本条例により観光振興団体の取り組みについて、強制あるいは制限がかからないようにしていただきたい。	ご意見を踏まえ、「自立的な運営の範囲内で」を明記します。 なお、当然、協力は任意であり、強制や制限はありません。
9	観光事業者	第6条	第6条について、次のとおり修正をお願いしたいと思います。 【修正案】 観光事業者は、第4条の基本方針を踏まえて、その事業活動を通じて観光旅行者に快適な環境と心のこもったサービスを提供し、他の産業と連携して地域の活性化に寄与するよう努めるとともに、県及び市町村の観光振興施策に協力するよう努めるものとする。 ※第5条についても同様の文体で修正をお願いしたいと思います。	ご意見を踏まえ、条文を修正いたします。
10	観光振興団体	第7条	県民の役割について努力義務を課すのは好ましくないため表現を改めてはどうか。	本条例による施策は地域づくりに寄与し、本県の成長発展に寄与することにより、県民の利益・福祉を増進させるものと考えています。したがって、その範囲で県民にもご協力をお願いしたいとの趣旨でその役割を規定するものであり、ご理解をいただけるものと期待しています。

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する関係団体の主な意見と対応について

No.	団体名	該当条文	意見	対応
11	観光事業者	第9条	<p>修正案ではありませんが、次の理由記載の趣旨であれば、賛同します。</p> <p>理由 これらの条文の趣旨が、「九州全体の観光振興を目的とする法人（特定広域観光振興法人）」に県が参画し、いわば九州版DMOとして育成することにより、その法人と観光事業者との連携が確保され、観光事業者からの提案や意見がその運営に活かされることになる。また、同法人が九州のための魅力的な観光地域づくり戦略を着実に実施するための調整機能を備えることになる。このような関係をつくらうとするものであれば、当会の考えと一致するため。</p>	ご指摘の趣旨のとおりです。
12	観光事業者	第10条	<p>修正案ではありませんが、次の理由記載の趣旨であれば、賛同します。</p> <p>理由 これらの条文の趣旨が、「九州全体の観光振興を目的とする法人（特定広域観光振興法人）」に県が参画し、いわば九州版DMOとして育成することにより、その法人と観光事業者との連携が確保され、観光事業者からの提案や意見がその運営に活かされることになる。また、同法人が九州のための魅力的な観光地域づくり戦略を着実に実施するための調整機能を備えることになる。このような関係をつくらうとするものであれば、当会の考えと一致するため。</p>	ご指摘の趣旨のとおりです。
13	観光事業者	第11条	<p>情報発信の内容は「福岡・九州の魅力」、対象は世界だけでなく「国内外に向けて」とするべきである。さらにその実現のため、「県内の政令指定都市を含めた自治体、九州各県、観光振興団体は勿論、九州域内外問わず、観光関係事業者、大学、又は研究機関等との連携を図るものとする。」と記載すべきである。</p>	本条は広域的＝九州の観光振興に関する規定ですが、「国内外」はご意見のとおり修正します。
14	観光事業者	第11条第2項	<p>第11条第2項の「拠点」が示すものはハード、組織なのか、曖昧である。また、効率的、効果的に進めるには、「マーケティング等を活用」を記載すると良いのではないか。</p>	本条の「拠点」はハード（場所）とソフト（組織・機能）の両方をイメージしています。マーケティングの活用については、ご意見を踏まえ修正します。

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する関係団体の主な意見と対応について

No.	団体名	該当条文	意見	対応
15	観光振興団体	第12条第1項	観光税など新たな財源については、慎重な議論をお願いしたい。	観光税など新たな財源の検討は、当然、慎重に、また、市町村他関係者の意見を踏まえて行われることとなります。本条例は、観光振興施策を講じていく上で避けて通ることができない財源問題について検討が必要であることを問題提起するものであり、新税を義務付けるものではありません。
16	市町村	第12条第1項	福岡県と九州全体の観光振興を一体的に推進する本条例の趣旨については賛同いたします。しかしながら、財源の具体例として挙げられている観光税の導入につきましては、市町村のみならず、観光事業者や観光振興団体との十分な協議が必要であることから、現時点で具体的な名称を条例に規定することは慎重にすべきであると考えます。	ご意見を踏まえ、具体的な「観光税」という表現は、誤解を避けるため改めることとします。
17	観光振興団体	第13条	民泊に関する必要な施策の実施に先立って、既存の旅館等の活用施策を検討、実施すべきと考えます。	本条例は民泊に関する議論の必要性を問題提起するものであり、具体の議論の中では、ご指摘の点は大変重要な論点になると考えます。
18	観光振興団体	第13条	民泊に係る必要な施策の実施等に先立って、都市圏から離れた、稼働率の低い宿泊施設の有効活用について、施策の検討をお願いしたい。	上記のとおり。
19	観光振興団体		観光行政を総合的に推進（第4条）するために、第5条から第6条で「観光振興団体の役割・観光事業者の役割・県民の役割」が定められており、観光振興団体には市町村の観光協会等が含まれている。しかしながら、地域の観光振興にもっとも大きな力を持つ市町村に関しては、第8条において連携団体の1つに位置づけられているだけである。「観光振興団体の役割・観光事業者の役割・県民の役割」を明らかにするのであれば、「市町村の役割」についても条文化するべきではないだろうか。	ご意見を踏まえ、第3条を「県及び市町村の役割」に関する規定に修正します。